

大阪府ソフトボール協会ハラスメント対応要領

平成 30 年 8 月 2 日理事会承認

平成 30 年 9 月 1 日発効

1. ハラスメント対策委員会の設置

ハラスメント事案への対応を目的として、理事長、副理事長、常任理事、各専門委員長を委員とするハラスメント対策委員会を設置する。

2. 事案発生時の通報

イ) ハラスメントを受けた本人

ロ) イ) の本人から相談を受けた者 (家族・チームメイト・友人・同僚他)

ハ) ハラスメント事案を見聞きした者 (家族・チームメイト・友人・同僚他)

イ、ロ、ハの者は、大阪府ソフトボール協会が設置するハラスメント対策委員 (会) に通報し、支援を受けることができる。

*原則として匿名での通報は対象外となります。

3. 事案の処理

イ) 第 2 項により通報を受けた場合は、速やかにハラスメント対策委員会を開催する。

ロ) 対策委員会委員より、調査委員を選任し、調査委員会を設置する。

ハ) 調査委員会で調査し、対策委員会の議を経て、調査結果を理事会に報告する。

ニ) 常任理事会において必要と認めた場合には、他の理事または第三者を対策委員に任命することができる。

ホ) 理事会で事案に対する審議を行い、下記事項による必要な措置を講じる。

- ① 被害者救済にかかるあらゆる事項
- ② 加害者への啓発、指導、注意、勧告、処分
- ③ 再発防止に向けた取組
- ④ 組織内外に向けたアナウンスメント
- ⑤ その他必要と思われる事項

